

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	時計協	高輸入関税	・腕時計の輸入関税が最大5%と高い。	継続	・関税の撤廃を要望する。	・関税法
2	日鉄連	原産地証明書の提出要求	・2017年11月7日、經濟部國際貿易局が2017年12月1日より65品目の輸入鉄鋼製品を対象に原産地証明書が必要である旨、公告。	継続		・貨品輸入管理弁法第11条 ・經濟部國際貿易局公告貿服字第1067030635號
3	日農工	DHL Cargo Attach Invoiceの制限	・中国、台湾から製品をDHLにて海外に輸出する場合、生産元が発行するInvoiceをCargo Attachとして添付する必要がある。生産元=販売者の場合は問題ないが、商物品を顧客に販売する場合には販売者の利益が乗っていない裸の原価が顧客に見えてしまうため、DHLが使えない。	継続	・任意のInvoiceが添付できるようにしてほしい。	
4	日鉄連	I/L制施行	・2002年4月15日、鉄鋼製品に対して輸入申告の義務付け（471品目）。2004年10月19日、輸入申告制度撤廃（465品目）。政府の貿易推進政策に加え、鉄鋼製品の不足を考慮して決定した。残り6品目（鉄筋、H形鋼など）は、公共工事の安全品質を考慮し、撤廃せず（適用継続）。	継続	・制度の撤廃。	
5	日農工	危険品の輸送規制	・バッテリー駆動製品出荷に関して各国輸送規制が厳しく、販売促進のネックになっている。基本リチウムイオンバッテリーは危険品扱いのため、船やエアーに関わらず、危険品としての運賃受入やスペース確保が必要。現在は製品に付属のまま危険品コンテナでの輸送（アメリカ）または製品から取り外してバッテリーのみをエアー輸送（欧州）等、出荷先によって対応が異なるため、特にFOBは現地側の状況ヒアリングなどが+αで発生している。	継続	・リチウムイオン電池の輸入は各国の規制でやむを得ない点が多いが、今後の世界的な需要を満たしていくために統一ルールなどがあれば対応しやすい。	
6	日機輸	個人消費の輸入貨物への課税	・本人入国前に荷物が台湾に到着すると全量課税となる。運賃（船便または航空便）+荷物明細書の合計金額の約10%が関税となる。別送品申告書を提出する事でNTD20,000（約90,000円）の免税枠が付与されるが、荷造・運送の容量が多いと免税枠を超える可能性が高い。	変更	・本制約の撤廃をして頂きたい。	
4. 為替管理・金融						
1	JEITA	税務と財務の差異	・輸出売上に対する為替レートに関して、台湾では税関が公表された三旬（上旬、中旬、下旬）レートに基づいて計算する為替差異が大きい。	継続	・国際基準に則した税制として欲しい。	
2	日機輸	クロスボーダーの為替・資金取引制限	・資本流出規制により、台湾ドルを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。	継続	・外国為替取引の自由化をして頂きたい。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。	・外国為替管理法
5. 税制						
1	JEITA	報酬支払時の煩雑な手続き	・中国(香港を含む)企業が台湾企業に技術サービス報酬を支払う(または労働関連)時、源泉徴収を行わなければならない、取得した納税証明書はSEF(財團法人海峽交流基金會)とARATS(海峽兩岸關係協會)またはHKETCO(香港經濟貿易文化辦事處)によって証明された場合、税額控除される。他国では政府の納税証明書により税額控除が可能であることと比べて、明らかに異なる。煩雑かつ時間のかかる当該手続きはビジネス上の影響がある。	継続	・他国と同様に、政府からの納税証明書により、税額控除ができる制度に変更を希望する。	・臺灣地區與大陸地區人民關係條例施行細則第21條第5項規定
2	日機輸	電子商取引に係る外国(法)人の源泉所得税	・外国(法)人(台湾非居住者)が台湾域内で提供する電子役務に係る対価は、台湾源泉所得となり、買手(台湾居住者)が売手への送金時に原則20%分を源泉徴収する形で徴収されている。2018年1月に交付された「台財稅字第10604704390號令規範外國營利事業的我國來源收入認定原則」の解釈令により、一定の要件を満たす電子商取引については、販売価格ではなくみなし利益率(または実際のコストに基づく利益額)をベースに課税がされることとなった。実際に要したコストを証明する証憑を提出できない場合には、同業者利益率	継続	・今後国際的な合意形成に向けた議論が進む中で、それに沿った課税となるよう適宜改正して頂きたい。	・台財稅字第10604704390號令規範外國營利事業的我國來源收入認定原則

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			30%（電子商取引に係る役務）で利益を概算するため、販売価格に対し30%×20%=6%の税率で課税されることになる。			
3	日機輸	親子間配当における源泉徴収課税の懸念	・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。	継続	・親子間配当の源泉税を免税（0%）にして頂きたい。	・租税条約
4	日機輸	日台租税協定適用手続きの煩雑	・日台租税協定の適用手続きが煩雑である。また、PEのない事業所得に関しても他国との間とは違い、免税適用のために申請手続きが必要となっているが、実務的に対応が困難である。	継続	・配当や利息に関する租税協定に基づく軽減税率適用のための文書に公証人や台北駐日経済文化代表処の認証が必要でかなりの日数を要している。他国ではそのような事が求められることは少なく、手続きの簡素化して頂きたい。 ・また、PEのない事業所得に関しては事前申請の手続き自体を不要として頂きたい。	
5	日機輸	日台租税協定適用手続きの煩雑	・日台租税協定によって日本へ支払うシステム利用料などに係る源泉税は台湾側で還付申請ができるはずであるが、還付申請に関して台湾側に提示する書類が細かくボリュームも多いので実質的に利用しにくいものとなっている。特に過年度の支払についても還付申請ができるはずであるが、その申請に係わる必要書類などが膨大で通じにくい。	継続	・台湾側へ提出資料の簡素化をお願いしたい。特に日本で納税がある場合は、台湾側で還付出来るようにして頂きたい。	・日台租税協定 ・台湾公司法
6. 雇用						
1	JEITA	外国人労働者の雇用規制	・台湾の工場などでは外国人労働者への依存度が高い。Covid-19が終息に向かい、外国人労働者新規雇用制限が解除されたが、台湾政府は少子化に対して外国人労働者の導入について国別、導入人数の上限などを検討し始めている。これらの制度が導入されれば、再び労働力不足の懸念が生じる。	継続	・外国人労働者新規雇用に対して、過度な制限を課すことはやめていただきたい。	・就業服従法 ・雇主聘僱外国人許可及管理辦法
2	JEITA	労働法改正による勤務時間・残業時間の規制	・労働法改正により、完全週休2日制の法制化、及び月間の残業時間の上限規制により、勤務時間が制約され、労務コストが増加した。常に稼働している産業機器に突発的なトラブルが発生した際に、当該制限により顧客に十分満足いくようなサービスが提供できない。	継続	・所定残業時間や休暇日の設定について一部見直しやより弾力的な法整備が望ましい。	・労働基準法
3	日機輸	厳格な勤務時間制限	・現行労働基準法で1日の労働時間（12時間制限）や残業時間（月46時間）が制限されているが、24h×365日で稼働している産業機器の突発的なトラブルシュートの際に、この制限で顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。（2023年1月時点）	継続	・半導体製造装置／液晶露光装置工場サポートは、規制対象外グループにカテゴリを変更して頂きたい。	・労働基準法第32条
4	日機輸	未消化有給休暇の買取義務	・有給休暇制度は労働者の長時間労働を抑制し、健康で文化的な生活を促進させるための労働者の権利、企業の義務であるにも関わらず、「余剰年休買取制度」導入以降、労働者の年休取得率は低下し、有給休暇の本来の目的から乖離していると考えられる。企業側の買取日数が増加しコスト増による競争力の低下及びそれに伴い労働者に対する賃金等への還元が期待通りに進まない等、労使双方の問題を生じさせることに繋がりがかねない。	継続	・制度自体の廃止、制度適用を限定的にする（管理職は適用外とする等）。	・労働基準法
5	日機輸	慢性的な労働者不足	・政府購買法の対象案件が否かに関わらず、大幅な労働者不足により、工程進捗及び採算に多大な影響がある。背景には台湾内のIT産業の工場建設や拡張、台湾への投資回帰による新規工場建設、公共建設の増加や都市計画実施等による建設ラッシュにより慢性的な台湾内の労働者不足が顕在化した。それを補う役割の外国人労働者（外労）もCOVID-19の影響で入境制限措置（VISA発行停止等）等により受入れに制限が生じている。	継続	・政府として不可抗力適用の指針を公表し各関係機関に個別審査を行うよう行政指導を行って頂きたい。	・政府購買法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	通常実施権の 対抗要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業には非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	継続	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。	・専利法第62条
2	日機輸	無効審判時の 訂正における 通常実施権者 の承諾要請	・実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件が発生している国もあり、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。	新規	・特許無効審判において訂正するときは、通常実施権者の承諾を不要として欲しい。本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にして頂きたい（日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項）。	・台湾専利法69条第1項 ・専利審査基準第1編第20章
3	日機輸	特許法における 間接侵害の 規定の不在	・台湾の特許法上には間接侵害の規定がないため、他人が特許製品の生産にのみ用いる物（専用部品）を生産、販売することや、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等することに対する特許権者がとれる手段が限られる。 現状は、共同不法行為の規定があるが、それでは不十分と考えている。 台湾民法で共同不法行為を定めた185条は、日本の民法719条とほぼ同内容と理解している。そうすると、共同不法行為では損害賠償しか求められず、特許権侵害に対するもう一つの大きな救済である差止救済が得られない。これがまず最大の問題だと考える。 また、他国でいうところの間接侵害行為は必ずしも典型的な共同不法行為に該当するとは限らないので、その場合は185条第2項の「教唆またはほう助」で拾うことになるが、果たしてどのような条件を満たせば「教唆またはほう助」に該当するのか定かではない。 間接侵害として責任を負うべき行為類型を専利法において定めるべきと考える。 以上から、民法における共同不法行為の準用だけでは十分な権利保護が得られないおそれがあり、他国と同程度の間接侵害制度の整備を引き続き求めていきたいところである。	継続	・間接侵害に関する日本やアメリカなどの特許法と同等な規定を新設して頂きたい。	
4	製薬協	台湾パテント リンケージ制 度の不合理	・現行のパテントリンケージ制度（後発医薬品承認時に先発医薬品の有効特許を考慮する仕組み）下では、新規有効成分を含まず、新効能でもない医薬品（新剤形、新用量、新規格、および新規有効成分を含有しない新規配合剤）は薬事法上の「新薬」に該当しないため、パテントリンケージ制度の対象外であるというのが台湾衛生福利部（MOHW）の見解である。新規有効成分の医薬品製造許可を取得した後に（用量が異なる）新規格や新剤形の医薬品の製造許可を取得することは製薬企業が通常行なうことであり、これらについても先発-後発間の特許侵害訴訟が起こりうることから、これらをパテントリンケージ制度から除外することは不合理である。 2023年11月23日～12月7日に最高行政裁判所が4件(Novartis, CIMA, Allergen and MSD)について、薬事法上の新薬の定義に該当しないとの理由で新製剤医薬品の特許登載を拒否する判決を下したが、米国型パテントリンケージ制度が導入されている米国、カナダ、韓国、中国のいずれもそのような制限はなく、国際的にみて異様である。	継続	・新剤形、新用量、新規格、および新規有効成分を含有しない新規配合剤についてもパテントリンケージ制度の対象とする運用にして戴きたい。現行法はそのような解釈をせざるを得ないのであれば、法改正を要望する。	・台湾薬事法 第1章 第7条、 第4章 第48条の3 ・最高行政法院 111 年度上 字第 531 號判決（2023年 11月23日） https:// judgment.judicial.gov.tw/ FJUD/data.aspx? ty=JD&id=TPAA%2c111 %2c%e4%b8%8a%2c531 %2c20231123%2c1 ・最高行政法院 111 年度上 字第 532 號判決（2023年 11月23日） https:// judgment.judicial.gov.tw/ FJUD/data.aspx? ty=JD&id=TPAA%2c111 %2c%e4%b8%8a%2c532 %2c20231123%2c1 ・最高行政法院 112 年度上 字第 165 號判決（2023年 11月30日） https://

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c112%2c%e4%b8%8a%2c165%2c20231130%2c1 ・最高行政法院 112 年度上字第 110 號判決 (2023年12月7日) https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/data.aspx?ty=JD&id=TPAA%2c112%2c%e4%b8%8a%2c110%2c20231207%2c1
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日鉄連	適合性評価手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年8月8日、標準検閲局 (BSMI) が溶融亜鉛めっき鋼板/コイルに対する適合性評価手続きを導入する旨、WTO TBT通報。 →2013年12月25日、BSMIが上記品目に対する適合性評価手続きを2014年3月1日より導入する旨、官報ドラフトを公布 (中国語のみ)。なお、①再輸出向け、②自動車/自動二輪用は適用除外。 →2014年5月28日、BSMIが本適合性評価手続きの導入を廃止する旨、官報告示 (今後の導入については当局が業界関係者と協議、検討中)。 →2018年6月14日、BSMIが熱延H形鋼に対する適合性評価手続きを2019年7月1日より導入する旨、官報告示。 →2019年7月1日、BSMIが熱延H形鋼に対する適合性評価手続きを導入。 →2020年7月16日、BSMIが溶融亜鉛めっき鋼管に対する適合性評価手続きを2021年7月1日より導入する制定予告の旨、官報告示。 →2020年11月25日、BSMIが溶融亜鉛めっき鋼管に対する適合性評価手続きを2021年7月1日より実施する旨、官報告示。 →2021年6月30日、BSMIがコロナ禍の影響を考慮し、溶融亜鉛めっき鋼管に対する強制検査の関連検査規定 (2020年11月告示) を修正。(当該製品HSの変更、22年1月1日からの検査実施への変更、検証実施日前に商品検証登録証証書を取得した場合の証書の有効期間を2022年1月1日から2024年12月31日までとする。) 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・措置導入の見合わせ。 ・適切な適用除外規定の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品検査法 ・商品検査登録法 ・經濟部標準検閲局公告 經標三字第10930003340号 ・經濟部標準検閲局公告 經標三字第10930006350号 ・經濟部標準検閲局公告 經標三字第11000042043号
2	医機連	製造許可 (QSD) 審査の厳格	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器製造許可審査の簡素化の条件として独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) または台湾の公認認証機関 (RCB) が発行したQMS調査結果報告書とQMS適合証明書 (基準適合証) の提出となっているが、QMS調査結果報告書は基準適合証で調査免除となることから報告書を得られるケースがほとんどなく、基準適合証は調査を行った品目の記載と製造許可 (QSD) のスコープが合わず、複雑な日本の規制を説明することになり、非常に手間が掛かるため、簡素化を選択することができない。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素化条件の緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器管理法
3	JEITA	SDSフォーマットの不統一	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾と日本のSDSフォーマットが異なるため、台湾における工場安全審査の際に指摘を受けた。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と台湾のSDSフォーマットを一致させていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危害性化学品標示及通識規則 https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=N0060054
4	医機連	新規登録審査の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・使用説明書 (IFU) に記載されている検体種すべてでの全データ取得の要求等、ハードルがかなり高い。コストもかかる。 	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・相関で対応できるようにお願いしたい。 	
5	製薬協	製剤化・包装工程の製造所登録の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度では、1製品につき製剤化工程の製造所が1か所し登録が出来ず、安定供給のためのバックアップ体制を整備することが出来ない。(切り替えは許容されるが、サイト追加は不可) 一方で、原薬の製造所は複数登録が可能である。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・製剤化、包装工程の製造所追加が可能となるよう、緩和をして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品査驗登記審査準則上記規制には、①原薬についてはサイト追加・変更について記載、②製剤については変更のみが記載されており、製剤については追加できる記載と

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						なっていない。 2015年より、生物製剤等は複数箇所の製造所登録が可能。一方で、2020/11/17のT-FDAとのmeeting materialおよびminutesで、低分子医薬品は複数サイトの登録は認められない旨、記録があるとのこと。
6	製薬協	製剤証明書提出の厳格	・米国における製剤証明書（CPP：Certificate of Pharmaceutical Product）発行方針が変更され、CPPが発行されるためには既存製品でもUS国内での製造である必要がある。一方で、グローバルサプライチェーンの最適化の過程では、US国外での製造所を選定する場合もあり、US-CPPの入手で問題となるケースがある。変更申請やライセンス更新などの際にCPPが必要となるが、代替の書類で受け入れられるようになれば、ビジネスとしての障壁が低くなる。	継続	・FSC（自由販売証明書）などの提出によるCPP提出（特にUS）の代替え資料の受け入れを検討して頂きたい。	・薬品☒験登記審☒準則第38條
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	製薬協	低い薬価、薬価調整方法案	・薬価について、以下の問題がある。 一提示される薬価が低くビジネスが成り立たないケースも発生している。 一提示される薬価が低く薬価交渉に時間を要することから、薬価償還まで時間を要する。 一「十カ国の最低価格」を参照する薬剤分類について、再検討されている。	新規	・医薬品産業においてビジネスが成立する環境の整備。	
16. 地域紛争に起因する問題						
1	電機工	地政学的リスク	・調達品の多くを中国・台湾等の東アジアから輸入しているため、地政学的なサプライチェーンリスクを抱えている。	新規		
99. その他						
1	JEITA	公共料金の上昇	・中国進出台湾企業の台湾回帰投資、TSMC工場の拡張により電力消費量の大幅増加と世界的にガス価格の高騰などの原因で、今後電力不足や電気料金値上げの可能性が高くなる。	継続		
2	日機輸	物価上昇による弊害	・世界的な原材料価格及び輸送費の高騰などによるサプライチェーンへの影響は、台湾国内社会インフラ関連案件での請負業者のコストオーバーラン、工期遅延などの問題を引き起こしている。	継続	・2020年以降の公共工程委員会の通達によると、物価変動による価格調整の範囲が資機材に限定されており、適用範囲の拡大の検討をお願いしたい。	